

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 一四三
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 一四四
- 土地改良法により換地計画を定めた件 一四四
- 道路の区域を変更する件二件 一四四
- 道路の供用を開始する件二件 一四四
- 福島県公安委員会 一四四
- 古物営業及び質屋営業にかかる許可申請書に関する規則の一部を改正する規則 一四五

告 示

福島県告示第七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年三月十七日から同年四月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
C O O P ベスタひがし 福島県喜多方市字惣座の宮二七〇〇番地一二
- 二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

福島県告示第七十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年三月十七日から同年四月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークベニマル安積町店 福島県郡山市安積二丁目一二五番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和二年三月十七日から同年四月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ラトブ 福島県いわき市平字田町一二〇番地
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、駒形第二地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。このために係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

- 二 縦覧の期間
令和二年三月十八日から
同 年四月六日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
喜多方市役所

(農地管理課)

福島県告示第七十五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和二年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和二年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道赤井 烟国見線	伊達郡国見町大字藤田 字一丁田三 一三番二 地先から	変更前 A 一一・〇〇 一三・一	A 一一・〇〇 一三・一	五二・三
	伊達郡国見町大字藤田 字一丁田三 一三番二 地先から	変更後 A 一一・〇〇 一三・一	A 一一・〇〇 一三・一	五二・三
同 郡同 町大字藤田 字一丁田二 二番六地 先まで	同 郡同 町大字藤田 字一丁田二 二番六地 先まで	変更前 B 一一・〇〇 一五・七	B 一一・〇〇 一五・七	三六・九
	同 郡同 町大字藤田 字一丁田二 二番五地 先まで	変更後 B 一一・〇〇 一五・七	B 一一・〇〇 一五・七	三六・九

(道路計画課)

福島県告示第七十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和二年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和二年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道五十 沢国見線	伊達郡国見町大字藤田 字荒田二五番地先から	変更前 A 八・二〇 一〇・九	A 八・二〇 一〇・九	二六七・一
	伊達郡国見町大字藤田 字荒田二五番地先から	変更後 A 八・二〇 一〇・九	A 八・二〇 一〇・九	二六七・一
同 郡同 町大字藤田 字日向一番九地先まで	同 郡同 町大字藤田 字日向一番九地先まで	変更前 B 一〇・八〇 四七・九	B 一〇・八〇 四七・九	三三三・九
	同 郡同 町大字藤田 字一丁田二 三番二地 先まで	変更後 B 一〇・八〇 四七・九	B 一〇・八〇 四七・九	三三三・九

(道路計画課)

福島県告示第七十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和二年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和二年三月十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
同 郡同 町大字藤田 字一丁田二 三番二地 先まで	同 郡同 町大字藤田 字一丁田二 三番二地 先まで	変更前 B 一〇・八〇 四七・九	B 一〇・八〇 四七・九	三三三・九
同 郡同 町大字藤田 字一丁田二 三番二地 先まで	同 郡同 町大字藤田 字一丁田二 三番二地 先まで	変更後 B 一〇・八〇 四七・九	B 一〇・八〇 四七・九	三三三・九

伊達郡国見町大字藤田 字荒田二五番地先から 同 郡同 町大字藤田 字日向一番九地先まで 伊達郡国見町大字藤田 字荒田二五番地先から 同 郡同 町大字藤田 字一丁田二三番二地 先まで	変更前	A 八・二ノ 一〇・九	二六七・一
伊達郡国見町大字藤田 字荒田二五番地先から 同 郡同 町大字藤田 字日向一番九地先まで 伊達郡国見町大字藤田 字荒田二五番地先から 同 郡同 町大字藤田 字一丁田二三番二地 先まで	変更後	A 八・二ノ 一〇・九 B 一〇・八ノ 二〇・四	二六七・一 三二三・九

(道路計画課)

福島県告示第七十八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建
 設事務所で令和二年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和二年三月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

県道赤井畑国見線	供用開始の区間	供用開始の期日
	伊達郡国見町大字藤田字一丁田三 一三番二地先から 同 郡同 町大字藤田字一丁田二 二番五地先まで	令和二年三月一九日

(道路計画課)

福島県告示第七十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の
 供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建
 設事務所で令和二年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和二年三月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

県道五十沢国見線	供用開始の区間	供用開始の期日
	伊達郡国見町大字藤田字荒田二五 番地先から 同 郡同 町大字藤田字一丁田二 三番二地先まで	令和二年三月一九日

(道路計画課)

福島県公安委員会

古物営業及び質屋営業にかかる許可申請書に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月17日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江

福島県公安委員会規則第1号

古物営業及び質屋営業にかかる許可申請書に関する規則の一部を改正する規則

第1条 古物営業及び質屋営業にかかる許可申請書に関する規則（昭和38年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

本則中「第1条の2第2項」を「第1条の3第2項」に改める。

第2条 古物営業及び質屋営業にかかる許可申請書に関する規則の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

質屋営業に係る許可申請書に関する規則

本則中「古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第1条の3第2項及び」を削る。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

（生活安全企画課）